

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(蕨市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 蕨市情報公開条例（平成 19 年蕨市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 35 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市行政不服審査会条例の一部改正)

第 2 条 蕨市行政不服審査会条例（平成 28 年蕨市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 蕨市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年蕨市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 3 項及び第 4 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 4 条 職員の給与に関する条例（昭和 26 年蕨市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 4 第 3 号及び第 4 号並びに第 16 条の 5 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第 5 条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和 26 年蕨市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 6 条 蕨市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 31 年蕨市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 第 3 号及び第 4 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市職員退職手当条例の一部改正)

第7条 蕨市職員退職手当条例（昭和38年蕨市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号及び第5項第2号、第18条の見出し、同条第1項第1号、第19条第1項第1号並びに第21条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(市長及び副市長の諸給与支給条例の一部改正)

第8条 市長及び副市長の諸給与支給条例（昭和39年蕨市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号及び第4号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第9条 蕨市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年蕨市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市消防団条例の一部改正)

第10条 蕨市消防団条例（令和4年蕨市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(蕨市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第11条 蕨市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年蕨市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規

定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。

令和7年2月17日提出

蕨市長 頼高英雄